

借料、そういうものを払っているからといって、そういうところに何か特別な形で補助するということは公平性に欠けるのではないかと。いろいろ検討はさせていただきましたけれども、そういう結論に達しているところでございます。

なお、自治公民館については、また別途施設整備補助金というのを起こしております、400万を上限として20%まで補助するというのもございますので、そういったものもそれぞれの地域で十分ご利用いただければというふうに考えております。

なお、それぞれの自治公民館でそれぞれの地域の生涯学習であったり、文化振興であったり、あるいは健康づくりであったり、さまざまな有意義な事業を展開してございますので、そういったようなものがひいてはまちづくりということにもつながるわけでありますから、私は非常に大事なことで、今後もそれぞれの公民館で活発に活動できるように支援をしてまいりたいと、基本的にはそういうふうに考えてございます。

佐々木榮七委員長 次に、順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が今回通告しておりますのは、補助金、委託金の大幅な変更と事業のあり方についてと。大幅な変更というか、減らしただけでなく新規事業もありますので、こういう表現にしたわけでありますけれども、5項目通告しておりますが、この関係で補助金、委託金の中で代表して五つを拾って、各課一つずつ拾っただけの話で、あまりそれ以外は問題ないというわけじゃなくて、そういうふうに拾っただけでありますので、順次ご質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、学校給食調理場の調理業務の委託についてでありますけれども、教育長にお尋ねいたします。人材派遣という形ではなくて請負という形で調理業務を契約したわけでありますけれども、どう見てもやはり消耗品ですね、設

備・施設のほかに器具はもちろん無料で、そのほか電気、ガス、水道、光熱水費もすべて請負業者が持つのではなくて、委託する側が負担するというふうになっていきますね。その部分は12月の議会の中では、ここはどういうふうにするかどうかというのは諮らないというような答えだったと思うんです。この辺の残存価格を計算したら幾らになるかというような質問なんかも記憶にまだ新しいと思いますけれども、負担するのはいわゆる請負業者の暖房用などの燃料のところだけみたいですね、この契約書の中身でいきますと。そこは私は、消費税など税金もかかってくるからというふうに12月で答弁してありましたので、こういう形にすれば税金的には取引するときの消費税などはかからなくなるんだと思います、器具の貸借という部分を無料にしていけば。ここの部分について、12月以降に税務署などについて照会してきて問題ないというふうになったのかどうか、まず最初に1点そこをお聞かせください。

佐々木榮七委員長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答えしたいと思います。

共同調理場の施設、設備、それから器具、そういったようなものを全部含めてでございますけれども、学校給食の調理にだけ使用するという本来の目的に沿った使用ということに限定されるということで、「長井市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」の第7条に基づきまして業者の方から使用許可願いを出していただいて、市長の承認のもとに無償で貸与すると、そういうことで契約を結んでございます。それから、税務署の方の問い合わせ等はしませんでした。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ここはこれ以上議論するつもりは私はないんです。というのは、見解の相違だと言えれば見解の相違かもしれないんで

すが、要するに、物をつくる技術を持っている人がその技術で使うものについては、当たり前で私は道具を持っていくのではないかと。これは常識的な判断ですよ。常識的にはそう考えるというのが私の発想ですから。工務店で大工さんがかなを持っていったり、のこぎりを持っていったりするというのは、きょうは持ってこないから借りるというわけにいかないですよ、専門職ですから。そういう意味では、極めてこの部分は人材派遣という法律を逃れるためにやはりやったんだというふうに、私は今回の契約書を見て感じました。消耗品としては、従業員の休憩室だとか事務室だとかというふうになるんでしょうね、その部分の電話代だとかパソコンの使用料だとか暖房料だとかという部分だけを請け負った側が持つというふうになっているわけで、常識的な判断として、私はこれはやはり人材派遣に極めて近い、あと糸1本ぐらいしか差のないところにあるというふうに思えるんです。

調理場長にお聞きいたしますけれども、総務協議会の方に出された契約書を私も読ませていただいたんですけれども、その契約書を見ていくと、3年後に今回の契約が終了するわけですね。3年後に終了して、3年後にまた見直すんだというふうに言っています。言っていますが、私は見直しできる状況はないんじゃないかという気がしてしょうがないんですね。というのは、意見の中で、従業員についても半分ぐらいは採用されるんですか、地元から。半分ぐらいになるのか、何人ぐらいになるのかかわからないですけれども、地元からその会社にも採用しますね、臨時が正職員かわかりませんが。すると、基盤がもうできてしまうんですよ。今回は安く、多分債務負担行為の範囲内で3年間で契約していますから、3年間ぐらいはあまり利益は上がらなかつたでしょうがないと、この際。今回取れば、その後だつて継続して取れる

と。そのときに上げればよいというような見方を私はしたんです、この契約書を見ていくと。そこはどのように考えられるか、お答え願いたいと思います。

佐々木榮七委員長 小関正一学校給食共同調理場長。

小関正一学校給食共同調理場長 お答えいたします。

現時点では始まったばかりですので、3年後については白紙の状態というふうなことでございますけれども、このたびの業者の選定につきましては、プロポーザル方式というふうなことで大きく4項目を設けて選定をさせていただきました。その中には参考までの見積もりはいただいておりますけれども、金額についての選定項目というふうなことでは設定してございませんので、今回いただきました提案については、価格的にそれほど極端にスタンドプレーでいただいたというふうな認識はございません。ただ、3年間具体的に実施してまいりまして、その中でどういった形になるのか。金額的にも必ず今よりも安くなるかといえば、それもどうなるかということは確かにあるんだろうと思いますが、状況を見ながら、それから、児童数の減少というふうなこともいろいろあると思いますので、その時点で仕様書がどういった形になっていくのか、そういったことを総合的に判断をして対応していかなければならないのではないかとこのように思っております。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 場長の答えられるとおりだというふうに思います。3年後、安くなるかどうかかわからないと。これは食数は減りますね。ことしは何食で、新年度は何食で、一日当たりの食数ですね。私、大方はわかりますけれども、3月時点でお父さん、お母さんの転勤によって出入りするものは除いて計算されていると思います。その部分と3年後の比較という

のは当然あると思います。3年後というのは19年度ですね。もう子供さんは生まれていますから、その差というのは当然出てくるわけですね。何食とわからなければいいですが、本来、その部分というのは食数に応じた形でもちろんこれを見積もったり、プロポーザルするときにはそういうふうには計算すると思いますので、その変化に基づいて本来は値段というのは変わっていくだろうと思いますけれども、そこはどんなふうになりますか。

佐々木榮七委員長 小関正一学校給食共同調理場長。

小関正一学校給食共同調理場長 3年後につきましては、約120食ほど少なくなるというふうな形になるかというふうに思います。現在の学校給食共同調理場につきましては、衛生管理が新しい施設よりも難しいというようなことがございますので、大体一人当たりの食数、いわゆるつくる食数については、150食から160食というふうな目安で計算をさせていただいて、仕様書に反映をさせていくというふうな形で現在は行っております。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 せっかくその部分で議論していますからお聞きしますが、協議会に出した資料の中の一番最後のプロポーザル参加者別受託見積もり金額、1番から6番まで会社名も入ってある資料ですね。これをやっていて、順番をどういうふうにしたかわかりませんが、多分値段の札入れを先にしたんじゃないかと思われるんですね。その後、審査会をやったり、あとはヒアリングをしたりということだと思いますけれども、株式会社ニッコトラスというところと契約を結んだわけですが、この16年、17年、18年の表をずっと見ていくと、この会社だけがとても不思議なところが出てくるんです。どこが不思議かという、16年度、17年度、18年度というのはおよそ100万

ずつ差があるんです。こういうカーブをとっているんですね。ほかのところは3年間、受託金額を3で割って平らにしているんです。この会社だけがこういうふうなカーブをつくっているんです。私は何か意図があるんじゃないかと思う。このカーブを延長していけば100万ずつ上がっていくという計算になるんですけれども、私の勘ぐりだけかもしれませんが、そこはヒアリングの中で何か聞いていることはありますか。本当は一番最初の年が一番金がかかるんですよ。受託したその年は小さな備品や何かというのは必要なものが出てきますから、必ず。そういう意味では、一番最初のところというのは必ず余計にかかるんです。ここは逆なんですね、100万ずつ上がっていくと。何かそこは意見がありましたか。

佐々木榮七委員長 小関正一学校給食共同調理場長。

小関正一学校給食共同調理場長 プロポーザルにつきましては、いただきました提案書を事前に委員の方に配付をさせていただいて、各自ご検討をいただいたということでございます。金額について、具体的に委員の中で議論をしたというふうな経過はございません。これはそれぞれの会社の考え方というふうなことになってと思いますが、毎年いわゆる人件費分ということで上がっていくというふうなこともまた自然なことであるだろうというふうに思いますし、また、別の会社にしましては、最初の年度が高くて2年、3年目については同額というふうな会社もございますし、3年間同額というふうな会社もございます。これはそれぞれの経営方針、考え方というふうなことでございますので、格別とりたててこちらの方で意識をしたというふうなことはございません。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私は、さっきの斎場の委託の問題と同じで、ここの部分というのは、

一番最初に仕事を取ればその後続けてできるんですよ、一番なれているところですから。随意契約というのはそういうふうにはできるわけでしょう。なれているところと契約すると。これは随意契約の7項目の中の条件にありますね。ほかのところと契約するよりは、これまでしてきたところと契約した方がずっと有利と。これは明らかに答弁する側としては有利な答弁ですよ。だと思えます。それで、今回の契約はプロポーザル方式として随意契約したわけでありませんが、地方自治法で言っている7項目ございませぬ、こういう場合には随意契約していいぞという7項目がございませぬ。その中の何番目の項に該当させて、今回、随意契約方式をとったんでしょうか。

佐々木榮七委員長 小関正一学校給食共同調理場長。

小関正一学校給食共同調理場長 お答えいたします。

地方自治法施行令第167条第1項の第2号の後段の部分というふうなことでございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今の2項の後段の部分というのはどこになりますか。読み上げてもらえますか。

佐々木榮七委員長 小関正一学校給食共同調理場長。

小関正一学校給食共同調理場長 「その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないものをするとき」というふうな条項でございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今のところは確かにそうなんですよね、その他の契約でその性質または目的が競争入札に適さないときと。ここはなぜ適さないと考えたんですか。私は十分價格的にも、プロポーザルの提案方式も点数制度なんかをとって、これは十分競争入札に付する

ことが適当なのではないかと逆に思いますけれども、そのなぜというところを教えてください。佐々木榮七委員長 小関正一学校給食共同調理場長。

小関正一学校給食共同調理場長 競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難だというふうなことは言えないと思えますけれども、不特定多数の者の参加を求めて競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも價格の有利性を犠牲にする結果になるとしましても、契約の目的、内容に照らして、それに相応する資力あるいは信用、技術、経験、この場合は衛生管理等が当然含まれるものと思えますけれども、相手方を選定してその相手方との契約の締結をするというふうな方法をとることが、当該契約の性質に照らして、また、その目的を究極的に達成する上で、より妥当だというふうな判断のもとでこういう判断をさせていただいたものでございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そうなんです。金額的にはもともと競争にならないんですよ、これ。どうしてかという、今回のこの債務負担は1億5,000万ですよ、3年間で。ちょっと切れていましたね、1億4,900何十万ですね。その数字を出す根拠は、このそれぞれの会社から一定程度の見積もりを取ってその平均だというふうに答えているんですよ、私に。ですから、もともとこれは競争に値しないものだというふう思うんです。そういう意味では、今回の結果は金額的に一番低いところと、あとはプロポーザルに参加されたところの中で、点数制度をとって合計が一番優秀な作文をしたところと。両方とも1番ですから、これはここに仕事がいくというのは二重丸です。しかし、これが金額的に低いけれども、プロポーザルの方では1位が別の会社だとする。私は、ここの部分が比較

+

しょうがないじゃないですかと。金額と施策ですから、比較しょうがないじゃないですかというふうに12月の議会で聞いたんです。だから、今回のプロポーザル方式というのは、二重丸よりも花丸をやりたいくらい上手なやり方だったなと思うんです。

私は、このことはあと議論するつもりはないんです。というのは、契約してしまったことなので、あとは給食をきちっと子供らにこれまでどおり出していただければいいわけで、あとは3年後にどういうふうにするかというのは、きょうの質疑のところそのまま議事録の中に残っていきますので、ぜひ3年後もつり上げられるようなことのないように。あとやることはないですから、こういう業者以外に。斎場みたいに格安でシルバー人材になって、シルバー人材は絶対できないですから。県内にも業者がないというわけですから。その意味では難しいと思いますので、3年後の契約更新のときにはまだ私も議員でここに席がありますから、そのときにまた議論することにして、この質問は終わりたいと思います。

次に、古代の丘管理運営委託料についてお伺いをいたします。

15年度が330万円ですね。市長よりちょっとお聞かせください。それで、今年度が247万5,000円でマイナス82万5,000円というふうになりますけれども、一般質問の答弁の中では、私は細かいところまで全部見てそれぞれにこういうふうな提案をしているんだと、こういうふうに言われておりますので、まず最初に、市長にお聞かせを願いたいと思います。

佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 草岡地内にある古代の丘の管理及びバンガロー、それから、体験交流センターの使用料の徴収などの業務につきましては、古代の丘管理運営協議会の会長、草岡の区長さんである小松継一さんと契約を締結しているもの

であります。委託額につきましては、ご指摘のとおり、15年度は330万、16年度予算は247万5,000円と25%マイナスであります。古代の丘につきましては、本市における代表的な交流施設でありますし、西根地区全体の支援のもとにすばらしい状態で公園の管理をしていただいております。これは評価をさせていただいております。しかし、財政再建化にあつて厳しい財政状態でありますから、議会の予算の内示後に担当農林課におきまして管理運営協議会と協議をさせました。協議の段階において、作業回数あるいは施設環境の悪化はさせたくないというような協議会の意向等もありますし、作業手法の見直し、管理区域の問題をどうするか、あるいはボランティアの拡大など、あらゆる検討をしていただいておりますので、ことしは247万5,000円でいきますが、来年度はどうかはなお協議をしてみたいというふうに思っているところであります。ご了解をいただいたものだと思っております。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長、今の件は説明は大変よくわかりましたが、ご了解をいただいたというのは地元のこの運営協議会か、きょう、15年度の総会の資料を持ってきましたが、その方と相談して既に了解を得られたと、こういうことですか、一番最後のところは。

佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 率直に言って、厳しい財政から、特に16年度については25%カットでというところについて、協議会の幹部の皆さんに担当課がご説明を申し上げ、やむを得ないのではないかと。それについて総会でいろいろな議論が出てくると思いますよ、けしからんとか、17年度はもうちょっととか、もとへ戻せとか、いろいろなことがあると思いますが、全会員の皆様のご了解はこれからの話だろうと思います。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 担当課ですから農林課長にお聞かせ願いたいと思いますが、何日に話をしましたか、このことを。地元の組織と話をして了解を得られたんですからね。減らされるかもしれないと言ったのはもっと前かもしれないけれども、了解を得られたというのは何日ですか。

佐々木榮七委員長 鈴木国男農林課長。

鈴木国男農林課長 お答えいたします。

2月19日に小松会長さん、木村庶務会計さんと幹事の方と農林課の担当の方でお話し合いをさせていただきました。その時点では、これで了解というふうなことにはならなかったというふうに思っております。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長は地元の組織と話して了解を得られたと答えているわけで、了解を得られたのはいつなんですかと、こういうふうに私は質問したので、そこだけ教えてください。

佐々木榮七委員長 鈴木国男農林課長。

鈴木国男農林課長 先ほども申し上げましたように、2月19日にお話し合いをして、今後、どういった部分の内容で、来年、管理委託なり、そういった部分の話し合いなども含めて協議をしていくというふうなことでお話し合いをさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 すると、了解を得られたわけじゃないんですね。話は継続中なようですね。

財政課長にお伺いします。財政課はこういう予算を改めてついたり削除したりする場合には、現場の方にアウトプットよく熟知した上で、25%というちょうどの数字なんですよ。25%、だから5,000円というふうに想像はつくんですが、

こういう事業の中でどこが削除されるというふうに考えられますか。

佐々木榮七委員長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 この委託料につきましては、蒲生吉夫委員もご案内のように、補助金等と違いまして、本来、市が実施すべき事項を、市がやるよりも民間の方々をお願いした方がいいとか、もしくは市の職員では対応し切れない特殊な専門的な業種等をお願いするといった場合に委託事業としてお願いするわけでございますけれども、何回も何回も私の方からちょっと申し上げておきまして大変申しわけないかと思うんですが、16年度は大変厳しい状況でございました。そういった中にありまして、本来どこまでお願いすべきなのか、どこまでお願いすればいいのかというふうなこと等も考え合わせたわけなんですけれども、実は15年度あたりから、委託料につきましては、民間の専門業者の方々、こういったものを相当削減等をお願いしてきた経緯等もございました。古代の丘の関係につきましては、専門の株式会社等に委託するものはまたわけが違うわけでございますけれども、除草であるとか環境整備関係のそういったところを少し回数を減らすなりして、何とかこの委託金額の範囲内での1年間の作業をお願いしたいというふうな考えに基づいて査定させていただいたものでございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 道照寺平のスキー場だとか白山森のスキー場だとかいう部分というのはフルシーズンではないんですよ、仕事かね。限られた期間の中で、夏場もやりますよ、お花畑周辺のところから芝生を植える作業だとか、秋、雪が降る前に草刈りをするだとか、その辺までやりますけれども、ちょっと性格が違うと思うんですね、古代の丘の資料館も。資料館は別に委託しているわけではないですけども、あやめ公園、あれともまた違うと思います。つ

つつじ公園なんかとも違うと思います。なぜ違うかといいますと、夏場の作業は大して変わらないですね、芝生を刈ったり何かしなきゃいけないわけです。ところが、復元住宅がありますね。あれの雪囲い、トイレも二つありますね。それと、体験交流センター、そばはそばの方に委託しているからいいわけですがけれども、あとは秋になったら復元住宅に使うカヤを刈って、それに囲いをつけておくとかね。冬も雪を掘りにいかないと、あれはつぶれるんですよ、雪の多い年は。真冬の仕事もあるんですよ。スパンがとっても長い、ずっと。私は今回4分の1削ったというのは、例えば、9月ごろまでしかシーズンでいくと予算がないんだと思いますね、できないんだと思います。これ、75%しかなければ。あとの25%は、冬囲いするところからずっと春までのところはどうぞ別にしてくださいと、されるところでしてくださいと、こういうふうになりそうな気がするんです。

+ 私、さっき言ったように、いや、この金額で今までどおりできるぞと言えば、シルバー人材センターならするかもしれないですよ。だけど、これは競争入札していないんですよ。地元組織をつくらせて、農林課が音頭をとってつくったんですよ。そこに受託組織を構成してもらって、そこと随意契約しているんですよ、これは毎年ずっと。15年度というか、第何回かわかりません。多分17年ぐらいになると思いますね。それぐらいになると思いますけれども、受託組織をつくってもらって、それで随意契約しているんですよ。これは競争入札に適さない、もともとこういうのは。こういう組織がいっぱいあるんですね。観光協会に委託しているあやめ公園やつつじ公園と同じだと思います。その意味では、ほかのところに委託するなんて考えられない、私はね。これでフルシーズンできるようにするために何をするかと。要するに、地元の協議会組織に25%削ったので1年間やってくれ

と、こういうことになるんですか。

佐々木榮七委員長 鈴木国男農林課長。

鈴木国男農林課長 お答えいたします。

先ほども回答申し上げましたけれども、大変な施設管理を地区の皆さんにお願いをしているということについては、非常に大変感謝を申し上げているところでございます。ただ、中身的には、除草作業等についても15回から20回、芝刈りについては20回程度もお願いしているという状況がありますので、そういった中身的な部分でぎりぎりのところでやれないかどうなのかというような部分についても地区の皆さんと話し合いなどをしながら、さらには施設の修繕などもあるわけですがけれども、そういった部分についても、我慢できる部分についてはどれくらいできるのかななどの話し合いをさせていただいて、また、委員もご案内のとおり、体験交流センターの前側の広場等については、かなりの広い面積で除草作業をしていただいておりますので、ああいったところについて、花というかコスモスなどを植栽しながら、管理などをできるだけ節減する方法などないかどうのかも踏まえて、そういった部分について、いろいろ協議会の皆さんとお話をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 こういう公園というのは、手をかければかけたけ、かけなければかけないだけと、こういう発想だと思います。私もそのとおりだと思うんです。農林課長は多分あそこの施設の全体はわかると思うんですが、遊歩道の方というのはもともと手を抜いて仕事をせざるを得ないんですよ。あの周辺はどうするかという。それはそうですよ。けれども、芝生の張ってあるところを手抜きしていたらどうなるかというのは、これもわかるわけでしょう。あそこは池のほわりにはあやめを植

えてあるし、水の広場には水芭蕉を植えてあるし、あとは自然に生えているカタクリの群生地もありますし、ちょっと湿っているところにはねじばななんかも群生しているところがありますしね。しなきゃしないで雑草と一緒に混生するだけの話だと思います。その意味では、あれぐらい広いところで、だれか全市公園化みたいなことを掲げた人もいましたけれども、面積的にはあやめ公園やつつじ公園や萩公園よりも何倍ぐらいありますか。ひょっとしたら、私は全部を合わせた分ぐらいあると思いますよ、面積は。どうですか。俺、それぞれの面積はわからないけれども、私は全部合わせた分ぐらいの面積はあると思います。そこを管理しろというのは、私はかなりひどい話だなと。

もう一つ言ってから答えてもらいたいけれども、これぐらい削っても地元では絶対受けると、こういうふうには思っていないかどうかですね。あれぐらいの広いところをこれまでのように管理してきたら、土木業者、建設業者、あと造園業者などに入札してもらって委託契約、これぐらいしんなねぞと、こういうふうにやったら私は700～800万じゃ済まないと思いますよ。雪囲いも含めて、冬の雪掘りも含めて。言ってみれば、私はとても安い委託料だと思っているんです。あれぐらいの人数が、多分あやめ公園やつつじ公園の利用者数よりは多分低いんじゃないかと思いますが、第3番目だと思いますよ、長井市内のああいう公園の中では、それはどんなふうに考えますか。

佐々木榮七委員長 鈴木国男農林課長。

鈴木国男農林課長 お答えいたします。

決してこの価格でもらえるのではないかというような部分については、考えておりません。当然、積算に基づいて、こういった部分については、おろそかと言っては申しわけないんですが、今までよりも手落ちになるというような部分については、明らかに出して話し合いを

していますので、そういった考え方は持っておりません。

あと、古代の丘の面積ですが、約10町歩くらいあるのではないかなというふうに思っています。先ほども申し上げましたけれども、具体的な事項等については、委員もおっしゃるとおり、これくらいすればこの辺は省略できるのではないかなというようなことで構わないで置いておくと、そのところは草がぼうぼうになったり、そういうふうになるというようなおそれがあるわけですが、そういった部分について、先ほども市長の回答の中にもあったわけですが、今後、西根地区全体の皆さんにお話し申し上げたり、それから、ボランティア的なものでお手伝いできないかどうなのかなども含めて検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ボランティアなんかというふうに言われておりますが、冬場に入るところというのは一番危なくなる時期ですから、けがしたときの補償をだれがするかちゃんと考えていただければあれですけども、それぞれにここの管理運営に当たっている人というのはそれ以上のプロフェッショナルなんです。もちろん草刈りは長くやっていたらなれますよ。だけれども、傾斜地の草を刈っていくなんていうのは結構大変な仕事で、だれでもができるというわけではないんです。やはり業者に委託するしか方法がなくなるんだと思いますよ。

私、さっき9月か、よく言って10月ごろまでじゃないかというふうに、14年度の事業報告は15年度の資料ですから、あるんですよ。そうすると、大体10月3日の事業の梨ノ木水道砂利上げあたりから以降については、やはり資金切れなんじゃないかなというふうに私は感じています。地元の方ときちっと相談して、やはり



雪囲いの予算はこれではもたないぞということであつたら、そこの部分を業者委託するなり、何らかの方法でやはり雪囲いしなきゃいけないでしょう。しなくていいならいいかもしれませんが、まず、そんなふうを考えておりますので、これまでもここの部分は15年の総会の際にも言われていたんですよ。ほかのところと違って夏冬通してスパンがとっても長いと、もう少し逆に何とかならないかと言われていたところなんです。財政的なところはわかりました。財政の方は、今言ったように、具体的にどここの部分を削れるかというのはわからないんです。それはやはり担当課でないといけないわけで、これからの地元との対応をきちっとお願いしたいものだなというふうに思います。あと、ここの部分については、それ以上詰めた議論にはならないようでありますので、次の項に移りたいと思います。

3番目の長井市体育協会運営費補助金などについて、お伺いいたします。

平成14年、平成15年度は32万4,000円ということで、16年度はゼロということでありますね。これも15年度の長井市体育協会の第1回理事会、第1回理事会というのは総会の際の資料、総会と呼ばないですね、やはり理事会ですね。いわゆる予算、決算を審議する資料を蜂谷課長にいただきましたので、大変私も詳しく読んでみました。あと、体育関係などもそうなんです、体育協会、指導委員会、スポ少、女性スポーツ小学校体育振興までのところが皆減なんです。スポ少のところだけが委託料の方で60万円復活しているようなんです。そこは財政課の方からいただいた一覧表の中でよくわかるわけなんですけれども、スポーツの関係というのはどういうふうに考えるかということが問題なんだと思います。高校生であれば、野球でもやって甲子園に行きたいと、野球をしてきた人であれば大体これが目標にあるんだと思います。ところが、

そういうものというのは一朝一夕にしてならないんです。置賜でたった1回米澤工業高校が甲子園に行ったことがありますね。それ以降はないと思います。比較的力を持ってきたという南陽高校でさえも、やはりまだまだそこに到達しない。これはどうしてかという、はっきりしているんです。もともと層の厚さが違うんです。だから、たまたま優秀な選手がいたときにはそうやって行けるわけですが、私はやはりスポーツというのは徐々にしか効果があらわれないものではないかというふうに思うんです。

課長にお聞きしますけれども、それぞれのところから三つの会員制度をとっているんですね。特別賛助会員、個人・団体合わせて43名、43万円ですね、1万ずつの会費です。特別会員、議員の人は大体これにはまるんだと思いますけれども、73人、一人当たり5,000円ずつの会費です。会員、233名、これが基金の方からの調達なんです。この体育協会運営費補助金がなくても、ここの基金の部分が繰り入れられれば、そう問題なく運営できるというように考えられますか。

佐々木榮七委員長 蜂谷 潔文化生涯学習課長。蜂谷 潔文化生涯学習課長 お答え申し上げます。

長井市体育協会に現在26団体登録されておまして、各団体からの分担金をいただいているところでございます。ほかに、今委員からおっしゃられましたスポーツ振興基金、これについては、平成13年5月に選手強化、それから各種大会出場激励、それから、スポーツの普及と優秀選手の顕彰等というふうなことで、そのほか合わせて5項目ほどを目的といたしまして体育協会の賛助会員の募集を行ったところでございます。それで、委員の皆様方からも多くちょうだいをしているところでございますけれども、賛同いただいた会員からの会費で、その中から繰り入れを行いまして、15年度並みというわけ

にはいかないとは思いますが、運営はできるのではないかなというふうに思っているところでございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 そこで財政課長にお聞きしますが、この基金から繰り入れている実態はわかっていると思います。多分管理職の皆さんもこういう会員になって納めている人も多くおられるかと思いますが、14年度は50万なんです。長井市スポーツ振興基金決算書という部分から、いわゆる一般会計、一般会計と呼んでいるのは体協の会計のことを言っているんですね、繰り入れているんですよ。14年度が50万繰り入れて、それでも149万ぐらい余っているんです。毎年集めていますから、14年度は126万基金として集めていますから、50万ぐらいい入れてもまだ76万ぐらい余るんです。

ちなみに、15年度の予算の方を見ていきますと、繰り入れを85万予定しているんです。すると、ここでも同じぐらいのいわゆる会費を集めていますから、これ以上になっているかもしれないけれども、ちょっとわかりませんね。集めていますから、85万入れても、年間126万集まりますので、その差額分だけまだ基金としてふえていくんです。私、ここに財政課で目をつけて、この基金の方は集まった分を毎年繰り入れていくようなことであれば、体協の市の予算なんていうのは、補助金なんてなくたって済むと、こういうふうに見ましたか。

佐々木榮七委員長 佐藤 仁財政課長。

佐藤 仁財政課長 体育協会の運営費補助金につきましては、監査の方でも委託料と補助金と区別がないような形で経理がなされているというふうなご指摘も受けたようなことをお伺いしております。それから、事務局そのものが、教育委員会の文化生涯学習課の方で体育協会の事務をとられていると。果たして市職員がそういった団体の事務をとっているところに、そのま

ま恒常的に補助を申し上げるのが妥当かというふうなこと等も実は考えさせていただいたところでございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 このスポーツ振興基金というのは、まだそんなに歴史がないんです。ない割合にはすごい金額がここにたまっているんです。どうしてたまるかというこの理由ははっきりしているんです。会員でありながら、会員に対して何もありませんよ。手紙1本よこすわけじゃないですよ。これはどっちかというところ、寄附にとっても性格に近い会費なんです。というのは、議員のところからも会費を取らなきゃいけないというのはわかるんです。寄附行為ができないですから、だから、会員にしておかなきゃならないんです。けれども、中身はもう寄附そのものだと思います。寄附としていただいたものを、会費としていただいたものを、それを基金として積み立てておいている中から市の体協に補助をしていくと、こういう性格なんです。本当はスポーツ振興基金会というのがなきゃいけないんですね、会員制をとっているわけだから。その会はないんです。会がなくて、その会費をどういうふうにするかというように規定されている長井市体育協会賛助会員規定となっているわけです。そこにはまたおもしろいことが書いてある。会費はあって会員が存在しないにもかかわらず、この会費はスポーツ振興基金に積み立てて理事会の承認を得て一般会計に繰り入れ、その事業に充てるとなっているんです。この基金会の独自の活動ではないんです。蜂谷課長、言っている意味はわかりますか。いわゆる体協の理事会が経営している会員制だと。だから、理事会が決めればこれを一般会計に入れることができる。最大、14年度の集金でいきますと126万1,000円ですから、それを全部入れたってその前のやつは残るんですよ。私はやはりこの部分というのは、もう少し会なら会

+

らしく運営してもらいたいと、寄附に近いなんて言われぬように。体協の運営にも会員であれば意見を言わせてもらいたいですよ。どうしてかという、長井市内で体育協会として持っているのは西根だけなんです。その資料を持ってこなかったようですが、西根地区体育協会というのがあって、これは指導員の名簿しかないですけども、こんな立派なチラシも発行しているんです。私ら西根地区選出の議員は顧問になっているんです。顧問になっているので、こういうものをきちっとよこすんです。私は個人的には金は出していません。出していないところがきちっとこうやってやっているのに、会費をきちっと集めているところが、その事務局が蜂谷課長のところになっているから私は言うんですけども、会員制をとっているなら会員制らしく運営してもらいたいと思うんです。その上でこの補助金や何かにも、財政や監査にも文句を言われることのないようにすべきだというふうに私は思うんですけども、どうですか。佐々木榮七委員長 蜂谷 潔文化生涯学習課長。蜂谷 潔文化生涯学習課長 お答えしたいと思います。

私も最初ちょっと認識不足でおったわけでありまして、事務局長の方からお聞きしましたところ、1年に1回、これは、例えば、14年度であれば15年度の4月ということになるわけでありまして、「スポーツながい」という体協だよりを全戸配布しているというふうなことでございました。それで、その中に賛助会員の紹介、それから、これは夏季総合体育大会、これはあやめ大会でございますけれども、この部分の成績一覧表とか、それから全国大会の激励金あるいはこの交付団体等々の資料を載せて、あと、活動状況なんかも載せて広報しているというふうなことでございました。ただ、先ほどから出ておりますように、決算の内容についてはこれに載ってございませんので、その

辺のところは体協の理事会の方にも要請をしながら、これにきちとした形で報告をするというふうなことで要請をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 実は私もこんな立派なパンフレットをつくって理事会をしているなんて知らなかったんです。会員でありながら大変申しわけないけれども、知らなかったです。している案内ももちろんあるわけがないです。この賛助会員の特典としてそれが書いてあるんですよ、賛助会員は本会発行の機関紙などの配布を受けることができると。別にこれ、会員でなくたって全員に配布しているわけだから、それはいいんですよ、そのまま。全員配布方式でいいわけですが。

そこで市長に1点お聞かせ願いたいと思えますけれども、それぞれの組織というのは、私もこれに会員として考えたのはいいですよ。しかし、公的なところでしなければならないような事業がいっぱいあるんです、この体協の事業というのは。その部分は、市長が言っているように、やはり協働すべきだと思うんです。全部じゃなくて、全部市民にその負担を押しつけるんじゃないで、協働すべき事業だというふうに私は思うんです。今回は16年度はこれで担当課は運営できるというわけだけでも、スポーツ振興の中心になっている体協ですから、早いうちに市民と協働でできるようにしていった方がいいんじゃないかなというふうに思います。予算的に言うと、やはりとてもわかりにくい予算書なんです、15年度の予算書を見ても。委託料のところには社会体育推進事業133万6,000円、夏季総合体育大会54万とか、これもみんなここに入ってくるんです。適当かどうかというのは別にして、やはりそれこそ協働で進めていく事業として私はしていかなければならないんじゃないかというふうに思いますので、市長のご答

弁をお願いしたいと思います。

佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご指摘の点で、私、うなづけるところがいっぱいあるんです。例えば、同じような感じで言うと、教育会ですと私は5,000円しか特別会員になっていません。あと、皆さんに2,000円お願いする。あと、大口会員と法人会員等で1億円の基金を持って、毎年総会をやって、それには勉強もして、講師も呼んで、なおかつ奨学資金をちゃんと出して独自の事務局を持っていらっしゃるわけです。体育協会は、私、三役が毎年4月になると来るんですが、1万円出す。その次に今度は駅伝のときにもまた1万円、2万円、もう1万円出すというふうに出しているんですが、私に総会の案内もない、何もなし。中身は大体事務局が役所でやっているなんていうことすらですね、これからどういうふうにすべきかということやはりちょっと検討した方がいいと思います。私は協働ですから、事務局は無償でやるというならやるで結構ですよ。しかし、やはり会員の皆さんにそれ相応の情報公開の義務があり、総会をし事業を明らかにし、できればこの管理なんかは頼らないでというふうにしなないと、そのほかにちょっと大会に出ると、また別途あれだとか何とかと、これはすごい体育選手の有名選手を持っている親は物すごく大変ですが、いろいろな面から何かお金が集まってきて、決して明朗とは言えないと、今の体協の運営については。したがって、今後はやはり十分にそれを踏まえて、教育委員会のことですからあまり口出しはできませんが、教育長を中心にしっかりとやってもらいたいなという気分です。

佐々木榮七委員長 蒲生委員に申し上げますが……。

17番 蒲生吉夫委員 わかった。時間が来たというわけだな。

佐々木榮七委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 時間のようでございますので、あと2項目は全く触れずじまいになるのかなと思うんですが、市民課長に一番最後の件で、それだけお聞かせください。

交通安全母の会の補助金の部分で通告しておりますが、この組織は役所が事務局になっていて、会費の集め方も全部地区長をして集めているんですね。地域的にはあまり組織の実態はないところも多いわけですが、総会のときの資料を見ていきますと、全世帯からお母さんがいなくて集めている組織なんです。区別していません。14年度の決算では100円ずつ集めています、全戸から。しかし、私のところの地域で去年の総会の資料の集金した表を見ますと、1戸当たり120円なんです。すると、全体で80万ぐらい集まっているようですから、20%違って来るんですね。ここがどうして違うかだけお聞かせ願いたいと思います。

佐々木榮七委員長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 お答えをいたします。

長井市交通安全母の会の会費は100円ございまして、会費を集める際に、交通遺児の募金として1世帯20円以上をお願いしてまして、120円をお願いをしております。その関係で母の会の会計の中には100円という形で入ってまいりまして、もう一つ交通遺児募金の会計を持っておりまして、そちらの方に20円分は入っておるところでございます。そのお金につきましては、県の方に一応上げまして、県全体で交通遺児の方々に激励金を送っているというふうなことでございます。

佐々木榮七委員長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時10分といたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時10分 再開